

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年8月29日（火） 14:29～15:15

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	儀間	徹	
	2番	安里	正春	
	3番	並里	茂明	
	5番	東江	良和	
	6番	知念	雄二	
	7番	玉城	政和	
	8番	知念	正和	
	9番	玉城	正芳	計9名

欠席委員 なし

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第4号 伊江農業振興地域整備計画（軽微）の変更について

第7 議案第5号 伊江村農地パトロール（利用状況調査）実施要領について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

## 平成 29 年 第 8 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 29 年第 8 回伊江村農業委員会総会を開会します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局よりご報告致します。  
委員総数 9 名中、9 名の全委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち 9 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。  
それでは議事に入ります。

日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、私が指名したいと思います。委員に 3 番並里委員、5 番東江委員を指名します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。  
本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について事務局より説明を願います。

局長 ご説明致します。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。

No. 1 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 10,608 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 230 m<sup>2</sup>。坪にしますと 69 坪。所有権移転贈与での案件となっております。

No. 2 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 10,608 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記地目、公衆用道路。現況地目、畑。地積 68 m<sup>2</sup>。坪にしますと 20 坪。所有権移転贈与での案件となっております。

No. 3 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 9,410 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 116 m<sup>2</sup>。次に同じく●。登記、現況地目共に畑。地積が 653 m<sup>2</sup>。2 筆合計面積が 769 m<sup>2</sup>。坪にしますと 232 坪。所有権移転交換での案件となっております。

No. 4 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積が 11,834 m<sup>2</sup>。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 1,623 m<sup>2</sup>。坪にしますと 490 坪。

所有権移転売買での案件となっております、坪当り価格は5,000円となっております。次の頁をお願いします。

No.5 譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は8,445㎡。申請地が●、登記、現況地目共に畑。地積が831㎡。同じく●。登記、現況地目共に畑。地積が836㎡。次に●。登記、現況地目共に畑。地積が461㎡。次に●。登記、現況地目共に畑。地積が732㎡。最後に●。登記、現況地目共に畑。地積が150㎡。5筆の合計の面積は3,010㎡。坪にしますと910坪。所有権移転贈与での案件となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 議長。

議長 はい、2番。安里委員。

2番 No.3、交換になっていきますけど、村が取得する面積、所有権はどうなっているか。

局長 はい。休憩宜しいですか。

議長 はい、休憩いたします。(14:36~14:44)

再開いたします。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 はい。事務局よりご説明致します。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

申請者●さん。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が35㎡。転用面積35㎡。転用目的、墓建立。となっております。

別紙の意見書をご覧ください。農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見書でございますが、この意見書についても併せて採択をお願い致します。では意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該

申請地は●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域となっている。申請地の周辺は、分断要因となる段差、原野、墓地があり、小集団の生産性の低い農地と位置づけられる第2種農地となっている。転用にあたっては、他に代替地がないことから「適当と認める」という意見を添えて県へ進達したいと考えていますが、皆様のご審議を宜しくお願い致します。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 異議なし。

議長 はい、異議なし。ということで宜しいでしょうか。お諮り致します。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定しました。

日程の第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので可否の意見を求めます。

譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●。登記地目、宅地。現況地目、畑。地積が1035.43㎡。うち転用面積274.56㎡。次に●。登記地目、宅地。現況地目、畑。地積が656㎡。うち転用面積が175.47㎡。2筆の合計転用面積が450.03㎡。坪にしますと136坪。転用目的が一般住宅建築。使用貸借権での案件となっております。お配りしました別紙意見書の方をご覧下さい。農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。こちらについても意見決定の理由を読み上げたいと思います。

「当該申請地は、●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域の第1種農地をなっている。本事業計画については、他の地域に代替地を検討したが見付からず、また、地域の農業振興の観点から当該集落の土地利用に支障が無いことから「適当と認める」という意見を添えて県へ進達したいと考えておりますが、皆様のご審議を宜しくお願い致します。以上です。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2 番 議長。休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。（14：48～14：53）

議長 再開いたします。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定しました。

日程の第6。議案第4号「伊江村農業振興地域整備計画（軽微）の変更について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第4号「伊江村農業振興地域整備計画（軽微）の変更について」。上記の件について別紙の農用地利用計画変更協議調書のとおり、変更することに関し、意見を求めます。この案件は村長から農業委員会への意見聴取ということで挙がっております。次の頁をお開き下さい。農用地利用計画変更協議調書となっております。

申請人●さん。土地の所有者は●さんであります。

整理番号329、変更に係る土地の所在・面積、●、地積308㎡。うち、変更に係る面積、105㎡。登記地目、原野。現況地目、畑。続きまして整理番号330、●。地積898㎡。うち変更に係る面積、390㎡。登記地目、原野。現況地目、畑。農用地区域は共に東部地区。変更後の用途は共に農業用施設用地。牛舎の増築となっております。尚、2筆の合計変更面積は495㎡。坪にしますと149坪となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

1 番 議長、休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。（14：56～14：59）

再開いたします。これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定しました。

日程の第7 議案第5号、「伊江村農地パトロール（利用状況調査）実施要領について」を議題と致します。本案について、事務局より説明を求

めます。

局長 はい。議案第5号、「伊江村農地パトロール（利用状況調査）実施要領」上記の件について別紙のとおり制定したいので、可否の意見を求めます。次の頁お開き下さい。

今回何故、伊江村農地パトロール利用状況実施要領を制定することになったかと申し上げますと、7月の事務局職員研修会がありまして県の農業会議のほうから「要領を定める様に」と、東京の農業会議所から各都道府県に指導がありましたので、今回、9月1日施行に向けて今回の総会に上程しております。実施要領の中から先ず第1条、趣旨、此方の方だけ読み上げたいと思います。

「第1条 農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。このため農地パトロールを実施し、①遊休農地の実態把握と発生防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組む。尚、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査として行うこととする。」という趣旨の下に農地パトロールを行います。ということです。

で、時期なんですけど、第2条になります。大体、他の市町村は8月にやいなさいという形になっていますが、うちは実施要領の中身でいくと8月から11月という期間を設けて設定していきたいなと思っております。

第3条「実施の対象及び内容」なんですけど、1から7まであるんですけど、主となるのは遊休農地の確認と、農地の違反転用がないか。というところの部分ですね。で、その下にいきまして事前準備の中で、農地パトロールやる際には事務局、機器類なんですけど、一応今年度予算をくんで、図面持たないでやりますよ。というところの部分で。これ、先週納品ありまして、崎濱と二人回りました。で、実際やってみたらGPSで今の位置、今自分がどこに居るのかというのが容易に分かる、というものです。

6条「調査結果の整理」とかですね、これは今やっている遊休地判定された所を意向調査。地主の方にやる。みたいなものを諸々書いてあります。

第7条、8条そして9条、そして最後、附則として今回総会で皆さんの承認を頂きましたら、9月1日から施行したいな。という中身となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 休憩をお願いします。

議長 はい。休憩します。（15：08～15：15）

これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。  
平成29年第8回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 15:16

署名

会長 玉城 増生 印

3番 並里 茂明 印

5番 東江 良和 印